

受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設の皆様へ

～ 受動喫煙のない快適な社会へ ～

「宮崎県認定禁煙施設」に取り組んでみませんか？

宮崎県では、受動喫煙防止対策に積極的に取り組み、法律上の義務(*)を上回る対策を行っている優良な施設を認証しています。施設のクリーンなイメージアップのために申し込んでみませんか？



認証プレート

※2020年4月から改正された健康増進法が全面施行されました。
2019年7月1日から学校や児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎等は、**敷地内禁煙**、2020年4月1日から事務所や工場、ホテル、旅館、飲食店、娯楽施設、旅客運送船舶、鉄道等は、**原則屋内禁煙**となっています。

◎認定要件◎

病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所
行政機関の庁舎 等

飲食店

オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館
旅客運送事業船舶、鉄道などの施設

認 定 の 要 件 は ？

全面禁煙(敷地内すべて禁煙)

- 敷地内(建物を含む)がすべて禁煙であることを標示している
- 敷地内に灰皿をおいていない

全面禁煙(敷地内すべて禁煙)

- 敷地内(建物を含む)がすべて禁煙であることを標示している
- 敷地内に灰皿をおいていない

全館禁煙(施設内禁煙)

- 建物全体が禁煙であることを標示している
- 建物内に灰皿をおいていない
- 屋外喫煙場所を設置し、標示している

店舗内禁煙(テナント等)

- 店舗内が禁煙であることを標示している
- 店舗内に灰皿をおいていない



◎認定のメリット◎

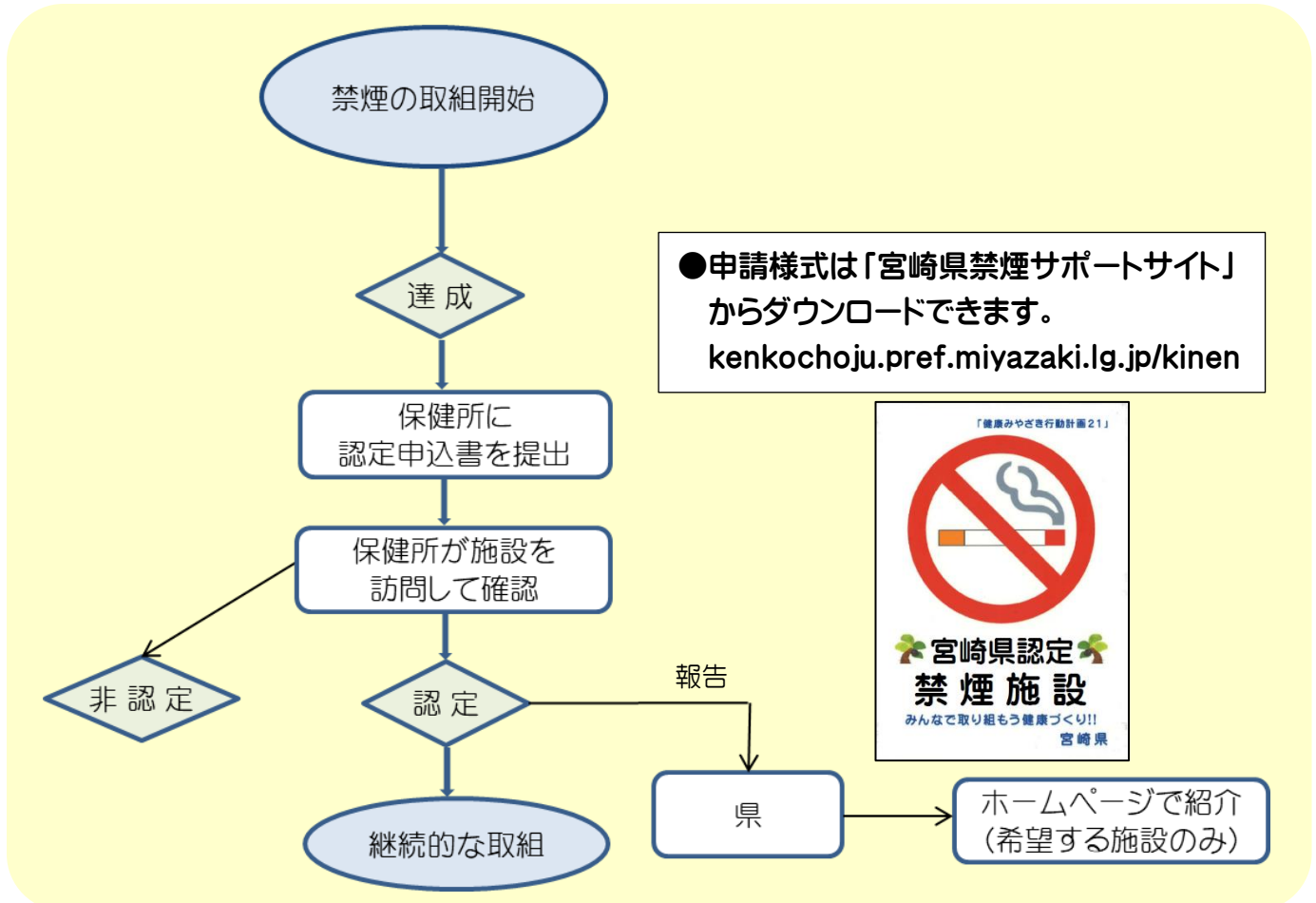
安心して快適に過ごせる！

子どもからお年寄りまで安心して施設を利用できます。

健康経営につながる！

利用者はもちろん、従業員の健康を守ることができます。

◎認定までの流れ◎



認定された施設には、日向保健所長から認定通知とともに、認証プレートが交付されます。優良施設として県民に広く紹介したいため、県ホームページでも紹介しています。

受動喫煙防止対策に関する情報が掲載されています。取組の参考にぜひ御覧ください。QRコード→



○問合せ○

宮崎県日向保健所 健康管理担当

TEL 0982-52-5101

令和2年5月 宮崎県日向保健所作成